

四	三	二	一	○
發行方法	用振等替法の適	の法発号名	平行成条件及	平省令國債の發行等
		條律行稱	項及の及び根	第十三件等十六年六月三十日
		そ拠記	び根拠記	三十一年十一月一日

一を場で競争う札価振の以律社一法会一るた運十財十利  
 国定特あ争入。一格替適下へ債項律計号法め營四政回付  
 債め別つ入札に以を機用一平、第ニ一律のに号法一國庫債券  
 市る参て札發による下競関を振成株二關第一公必一(二  
 場も加、と行「争は受替式十す二平債要第昭財務大臣  
 特の者財同一發価に日け法十三年等の三る条成のな四和  
 別にご務時と行格付本銀もとの法律振(二十)行源第十  
 参よと大にい競し銀行もとの法律振(二十)行源第十  
 加るに臣行う以争て行のいう第十七  
 者発応がわ一入行ととしに四平並年特確項年  
 行募各れ及一札わする。十成び法例保及法  
 第一限國るび価一れ。七十に律にをび律  
 I以度債入価格とる。その規条九特第關國財第  
 非下額市札格競い入の定号。第年別百する政三  
 五年)一太郎五百五

## 六

口

イ

發

争非者特国  
入価・別債  
札格第参市  
発競I加場

口イ

入価行争非者特国  
札格行入価・別債  
発競札格第参市  
行争額発競I加場

## 五

方募

入価法入  
札格決  
発競定  
行争の

でた条特十いにる百額発律のに五つ定う額  
千利第別三て基法七面行第公必億いにち面  
十付一會億はづ律十金し二債要二て基、金  
九国項計九、き第五額た条のな百はづ財額  
億債のに千額発四万で利第発財五、き政で  
円に規関二面行十円三付一行源十額発法一  
つ定す百金し七、千国項のの五面行第兆  
いにる七額た条特七債の特確万金し四九  
て基法十で利第別百に規例保円額た条百  
、づ律万六付一會二つ定にを、で利第七  
額き第円千国項計十いに關図財七付一十  
面発四四債のに七て基する政百国項六  
金行十百に規関億はづるた運六債の億  
額し七八つ定す四、き法め當十に規円

込募各当も各  
み限国ての申  
の度債るか込  
応額市。らみ  
募の場その  
額範特のう  
を圃別応ち  
割内參募応  
りに加額募  
当お者を価  
ていご順格  
てる。てと次の  
各の割高  
申応りい

十 十 三 二	口 イ 一	發	九 八	口 イ	七
			振額最	払	
			替		
の経利行争非者特国入価發			額	入価・別債札格	札格
払過 入価・別債札格行行			面	札格第參市發競	金
込利 札格第參市發競			位	發競I加場行争	額
み子率 發競I加場行争格日					

(+) 年	六額五額	平す額の振	五	千円一
む十式は一	錢面錢面	成るの記替	万	三兆
も号に、募・	金以金	二。整載法	円	十千
のによ払入四	額上額	十 数又の		八百
と規り込決パ	百の百	六 倍は規		億九
す定算金定ト	円そ円	年 の記定		九十
るす出額のセ	にれに	十一 金録に		千億
。るしに通ン	つぞつ	一月 額はよ		七八
期た加知ト	きれき	二 よ最振		百千
日金えを	百の百	二十 る低替		二百
に額、受	一応一	日 も額口		十四
払を次け	円募円	九価五 の面座		四十
い第のた		十格十 と金簿		万五
込二算者				円万

十  
十  
七  
六

償  
還  
金  
額  
償  
還  
期  
限

額  
面  
成  
金  
四  
十  
百  
六  
年  
に  
九  
つ  
き  
百  
円  
日  
平  
利  
子  
る  
て  
支  
を  
の  
利  
期  
以  
い  
日  
毎  
年  
三  
月  
支  
の  
期  
二  
十  
日  
と  
し  
、  
前  
及  
び  
各  
月  
支  
間  
に  
期  
月  
属  
に  
二  
す  
お  
十

十  
五

後  
の  
利  
子  
以

規  
下  
定  
す  
す  
次  
る  
そ  
銀  
号  
の  
行  
期  
及  
翌  
休  
日  
び  
営  
業  
に  
第  
業  
つ  
十  
日  
い  
六  
に  
て  
号  
支  
同  
じ  
お  
う  
。  
い  
い  
。  
て

は  
期  
た  
金  
額  
し  
を  
、  
支  
次  
支  
払  
の  
年  
う  
算  
三  
式  
月  
に  
た  
に  
た  
に  
當  
だ  
よ  
十  
し  
り  
日  
算  
を  
と  
支  
出  
支  
出  
し  
払

十  
四

初  
期  
利  
子

(二)

額面金額の総額× $\frac{1.4}{100} \times \frac{61}{365}$

に  
の  
口  
る  
に  
發  
行  
時  
所  
得  
に  
載  
し  
得  
に  
除  
税  
外  
し  
は  
者  
に  
へ  
の  
し  
は  
又  
て  
税  
お  
す  
の  
国  
た  
、  
又  
お  
た  
二  
た  
、  
は  
振  
が  
い  
る  
税  
法  
金  
前  
は  
い  
だ  
十  
金  
前  
記  
替  
源  
て  
こ  
率  
人  
額  
記  
外  
し  
・  
額  
記  
録  
口  
泉  
、  
と  
を  
が  
に  
(一)  
国  
取  
、  
三  
か  
(一)  
さ  
座  
徵  
そ  
が  
乗  
適  
当  
の  
法  
得  
当  
一  
ら  
の  
れ  
簿  
の  
收  
で  
じ  
用  
該  
算  
人  
す  
該  
五  
当  
算  
る  
中  
さ  
利  
き  
た  
を  
非  
式  
で  
る  
国  
を  
該  
式  
も  
の  
れ  
子

二十九十八

払者入払元  
込札場利  
期參所金  
日加支

平財務日本  
成大臣銀行  
二十  
六から  
年十一通  
年月通知  
一月を受  
二十けた  
日者